

# 審査基準

A-e-5の1  
令和5年4月1日作成

|   |
|---|
| 法令名： 道路交通法  |
| 根拠条項： 第75条の12第1項  |
| 処分の概要： 特定自動運行の許可  |
| 原権者(委任先)： 愛知県公安委員会  |
| 法令の定め： 道路交通法第75条の12第2項及び第3項（特定自動運行の許可）、第75条の13（特定自動運行の許可基準等）、第75条の14（欠格事由）<br>道路交通法施行規則第9条の20（特定自動運行の許可の申請書の様式等）、第9条の21（特定自動運行の許可の申請書の添付書類等）、第9条の22（意見聴取） |
| 審査基準： 別紙のとおり  |
| 標準処理期間： 別紙のとおり  |
| 申請先： 特定自動運行を行う場所を管轄する警察署の交通課（地域交通課）   |
| 問い合わせ先： 愛知県警察本部交通規制課道路使用係<br>電話（052）951-1611 内線5195   |
| 備考：   |